

**統計委員会 国民経済計算部会**  
**第3回 財政・金融専門委員会 議事録**

1. 日時 平成21年9月30日(水) 15:00～17:00

2. 場所 中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室(4階 403号室)

**3. 出席者**

(委員)

藤井委員長、中村臨時委員、岩本専門委員、関川専門委員

(審議協力者)

総務省、財務省、農林水産省、国土交通省、日本銀行

(事務局)

岩田経済社会総合研究所長、中藤経済社会総合研究所次長

私市総括政策研究官、豊田国民経済計算部長、乾統計委員会担当室長

増淵上席主任研究官、長谷川企画調査課長、広田国民支出課長、他

**4. 議事**

(1) 公的部門分類の見直しについて

(2) その他

**5. 配布資料**

資料1 公的部門の分類基準の見直しについて(前回ご指摘事項を踏まえた  
対応案)

資料2 分類基準の見直しによる公的部門分類の変化(改訂版)

参考1 分類基準の見直しによる公的部門分類の変化(前回資料)

参考2 各種国際基準からの関連箇所の抜粋

参考3 主要国における部門分類に関する実務上の考え方

## 6. 議事録

○**広田国民支出課長** それでは定刻になりましたので、ただいまから統計委員会国民経済計算部会の第3回財政・金融専門委員会を開会いたします。

私は、国民経済計算部国民支出課長の広田と申します。9月12日の人事異動で着任いたしましたので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日、御出席の委員の先生方を御紹介いたします。

委員長で臨時委員の藤井先生、臨時委員の中村先生、専門委員の岩本先生、関川先生に御出席いただいております。

それでは、議事に入る前にお手元の資料を確認させていただきます。議事次第、座席表資料1及び2、参考1から3を配布しております。

それでは、藤井委員長に以後の議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○**藤井委員長** それでは、審議に入ります。

本日は、お手元の議事次第にありますように、「公的部門分類の見直しについて」の御議論をいただきたいと思っております。

初めに、国民経済計算部から説明をお願いいたします。

○**広田国民支出課長** それでは、御説明させていただきます。基本的に資料1及び資料2に沿って御説明させていただきます。

資料1は、前回の委員会で御指摘いただきました事項について、内閣府における再検討結果をまとめたものです。

資料2は、横長のカラーで印刷してあるものですが、こちらは前回と同様に国の特別会計、特殊法人、認可法人及び独立行政法人等について、分類基準案に基づいて実際の格付けを行ったものです。赤字が前回案からの変更で、黄色の網掛けが現行の取扱いからの変更を示しております。

それから、御参考までに参考1として前回の格付け案を添付しております。

それでは、資料1に沿って、御説明させていただきます。

まず初めに、「1. 政策金融機関の取扱い」について、前回案として内閣府から提示した格付け案において、市場性を判断する50%ルールを機械的に適用して、政策金融機関が一般政府として格付けられるのには違和感があるという御意見、それからESA95 (European System of Accounts 95) の規定が使えるのではないかという御指摘がございました。

ESA95は93SNAとの整合性を原則として確保しながら、より詳細な定義や会計基準等を定めたものです。この中で、公的生産者の活動の市場性の有無が判断できるのであれば、その生産者は企業部門か一般政府部門に分類できるが、例外は金融仲介機関と認識される生産者の場合であり、一般政府ではなく金融機関として分類されなければならないと明確に記述されています。

それから、主として金融仲介及び（または）付随的金融活動に携わる組織は、金融機関部門に分類されることになり、そうした金融仲介を主業としているかどうかについての基準を満たしていない場合、つまり一般政府（もしくは非金融公的企業）に分類されるかもしれない場合は、数年間（a range of years）にわたって50%ルールを適用することが有益だろうと記載されています。

ポイントは、金融機関かどうかの判定と、政府か企業かという市場性に関わる判定をどの順番で行うかということだと思います。ESA95 ではまず金融機関かどうかの判断を行うということを明記しております。

我が国としては、こうした欧州における取扱いの一つを参考として踏まえた上で、その統計の連続性、安定性の観点から、まず金融か非金融かという判断を行うことにしてはどうかと考えております。

その結果、前回案で市場性なしとされて公的金融から中央政府に多くの機関の格付けが変更されておりましたが、それがすべて公的金融に戻るということになります。その機関のリストについて、資料1の1ページから2ページにかけて掲げてございます。

資料1の2ページ(3)の「現行分類との異同」としては、現行で公的金融と格付けられている機関はすべてのケースにおいて公的金融に格付けられるということになります。それから、現行で民間企業と格付けられている農林漁業信用基金はすべてのケースにおいて公的金融に格付けられるため、前回案と同じになりますが、こういった取扱いにしてはどうかと考えております。

2点目の「2. 社会保障基金の OECD SOCX (Social Expenditure) との整合性」については、社会保障基金の格付けに関していろいろと前回御議論いただいたところですが、国際比較が可能である OECD の社会支出統計での格付けと合わせてはどうかという御提案がございました。こちらの OECD SOCX に即した分類というものを国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」)で行っておりますので、そちらに照会したところ、結果的に前回お示した案における我々の社会保障基金の格付けと、SOCX における公的社会支出の対象となる機関とはほぼ一致しております。30 余りの機関がございしますが、異なっていたのは資料1の2ページ目の下の方に囲っている表で3機関のみでございました。

日本製鉄八幡共済組合というのは、私ども SNA の方では社会保障基金に格付けしておりませんでした。社人研の方ではそちらを社会保障基金に相当する機関として格付けておりました。それから、農業者年金基金、旧年金勘定について SNA で社会保障基金としておりましたが、SOCX の方ではそちらから外しており、石炭鉱業年金基金についても同様でございます。

それぞれについてですが、日本製鉄八幡共済組合は昔の官業、旧八幡製鉄の組合員であった方々の老齢、傷害または死亡について保険給付を行う機関ということで、これは我が国の SNA の社会保障基金の要件を満たすものですが、これまでである意味で事実上漏れていたということでございますので、今回これは SOCX に合わせる形で社会保障基金に格付けたいと考えております。

他方、農業者年金基金の旧年金勘定ですが、年金制度のいわゆる3階部分に当たるものの、一定の条件を満たす農業経営者については加入が義務づけられる等、SNA 基準に照らせば社会保障基金に分類することが適切であると考えられることから、格付けを変更しないこととしたいと考えております。

また、石炭鉱業年金基金につきましても、現行では民間扱いとしておりましたが、前回の委員会でも御説明させていただきましており、社会保障基金の定義から「給付と負担がリンクしない」ということを外したことによって、今回新たに社会保障基金に格付けることとしているので、これも SOCX とは無理に合わせず社会保障基金として格付けたいと思っております。

今回、こうした形で SOCX との乖離を無理には埋めない形で進めたいと考えておりますが、SOCX と SNA は欧州統合社会保護統計体系 (European System of integrated Social PROtection Statistics,

ESSPROS) を介して調和が図られておりますので、その格付けの考え方の面でも、あるいは具体の格付けにおいても、担当部局間で実務的なコミュニケーションを重ねることによって整合性の向上を図っていくことは今後十分可能であると思ひますし、実際にそうしてまいりたいと考えております。

資料1の3ページ(2)「前回案との異同」につきましては、前回日本製鉄八幡共済組合が民間企業と格付けられており、政府支配のすべてのケースにおいて社会保障基金に格付けするということとなります。

次に、「現行分類との異同」という点では、すべてのケースにおいて石炭鉱業年金基金と日本製鉄八幡共済組合が社会保障基金となるということとなります。

それから、3番目の「3. 勘定・経理の分割について」ですが、特別会計等の勘定・経理をどこまで分割して格付けすべきか整理が必要、また、業務勘定等については付随単位としての扱いが適当ではないかという御指摘がございました。

そこで、考え方の整理として、資料1の3ページ目の下半分に記述している考え方を採用してはどうかと考えております。

1つは、法人格を有する組織については、法人単位で意思決定が行われており、原則として法人単位で部門分類を行うことが適切であろうと考えております。ただし、最近、組織統合が非常に多くなっていますので、このようなケースにおいては統計の継続性、安定性が保たれるように、法律に基づいて区分経理が行われ、継続性が追跡可能な場合はそうした再編前の組織に対応するような分割を行って格付けたいと考えております。

それから、各種共済組合についても、法人格を有する組織については、宿泊施設や医療機関の経営等、社会保障制度としての機能から区分されて記録されている場合には分割して格付け、付随単位となる勘定がある場合には親単位と同一部門に格付けたいと考えております。法人格を有しない特別会計等については、法律に基づく勘定等まで分割し、付随単位となる勘定がある場合には親単位と同一部門とするという考え方です。

資料1の3ページ(2)の「前回案との異同」では、資料2のとおり特別会計を分割することとなります。前回資料では一本で格付けしておりましたが、今回はそれを勘定ごとに格付けておりますので、特に資料2の1ページ目の特別会計のところは赤字が大変目立っていますが、いずれも分割したというだけで、結果的にそれぞれの勘定が同じ分類に格付けられていますので、実質的な変更はございません。現行分類との異同という意味では、付随単位の点で多少変更点が出ており、資料1の3ページの一番下に記述している4つの経理について、民間非営利としていたものを親単位と合わせて社会保障基金とする考え方です。

それから、4点目の資料1の4ページの「4. 国の財務書類との比較」も必要ではないかという御指摘ですが、これについては比較した結果を資料1の6ページの別紙1に記載しています。まず、左側の欄ですが、これはSNA上の公的部門としての取扱いと、国の財務書類の連結対象としての取扱いが現行では異なっているが、今回の改定案によって一致することになる機関の一覧です。これに対して右側の欄は、現行の取扱いでは一致しているが、今回の改定案によって乖離してしまうという機関の一覧です。別紙1のとおり、それぞれ同数ほどあり、何らかの改定で一定の方向に収束していくと

いうのは難しいことがご覧いただけるかと思えます。

資料1の4ページ(1)で、SNAにおける公的か民間かという判断基準は政府による所有・支配であるのに対し、国の財務書類における連結対象は各省庁の実施している業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等とされており、やはりこのように両者の考え方が明確に異なっているので、格付けを一致させることは困難であるということをご理解いただければと思えます。

次に、5番目の「5. 日本高速道路保有・債務返済機構の取扱い」ですが、高速道路の貸付けはリースではなくPPP(Public-Private-Partnership)であると捉えるのが最近の会計の考え方であるという御指摘をいただいたところです。高速道路の貸付けについては、旧国民経済計算調査会議の公的部門に関する検討委員会でひとまずはファイナンシャル・リースとして整理されたと承知しているところですが、前回御指摘を受けたように、PPPとしての捉え方も含め、議論の余地がまだ十分あるところだと思います。ただ、この問題は道路資産の所有の問題にも直結しますので、単に公的部門の格付けにとどまらず、我が国のSNA推計全体に大きな影響を及ぼす課題です。このため、今回の基準改定のための格付けの場で結論を急ぐというのはなかなか困難であると思えますので、引き続きこの点については検討させていただくとともに、高速道路保有・債務返済機構の格付けとしては、当面は従前の整理でありますファイナンシャル・リースという捉え方から公的金融と格付けることにしたいと考えております。

それから、6番目は「6. 一時国有化の取扱い」ですが、一時国有化された場合に、所有・支配基準を機械的に適用すべきではないのではないか、あるいは、会計基準との整合性を重視して1年を超えて国有化されるような場合には格付けを変更すべきではないかという御指摘をいただきました。一時国有化の扱いには様々な御意見があり、必ずしもその議論が収束していないところかと思えます。また、諸外国における対応もまちまちであり、個別のケースの事情や法的・制度的背景も十分勘案した上で一般原則を定立するということが必要かと思えますので、引き続き検討させていただきたいと思えます。

以上の考え方に立ちまして、御指摘を受けた主な点についての考え方を申し上げましたが、今まで述べた考え方に立って格付けを行った結果が資料2に反映されているところです。これまでの説明でも適宜言及しておりますので改めて説明はいたしません、1点、前回の御議論で50%ルールを適用する場合に単年度だけの数字を見るのではなくて、複数年にわたって安定的に基準を満たしているかどうかを判断する必要があるとの御指摘がございました。

そこで、特に50%近傍の数値のものや格付けを変更する可能性があるものを中心に、過去に遡って検証した結果に基づいて前回の格付け案を変更したものがございます。資料2の6ページ目の真ん中辺に赤字で記述している港湾空港技術研究所については、18年度、19年度は50%ルールを満たしておりましたが、17年度は満たしておりませんので、2年間だけ50%ルールを満たしたというだけで格付けを変えるということは躊躇される場所ですので、今回は格付けの変更を見送っております。

資料2についてですが、前回と同様に政府の所有支配基準について5通りの組合せを示して、それぞれにおける格付けの相違を掲げている形になっております。一番右から2つ目の欄の「分類結果」というところの「採用する支配基準」として、左からIからVまで記載しております。左から右にい

くに従って複数の基準が「又は」でつながれておりますので、公的部門となる範囲が拡大することになります。

この結果を見ますと、その支配基準の組合せによって格付けが変わる機関というのはそれほど多くありませんが、Ⅱ基準とⅢ基準の間で格付けが変わるものが4つあります。前回議論がありましたが、統計の連続性、安定性という観点から考えると、やはり大きく公的部門の領域というものを拡大してしまうと激変的なものになってしまうので、激変緩和的な観点から原則として採用するのはⅠ基準またはⅡ基準が適切ではないかと考えております。

ただ、Ⅰ基準というのは、企業の場合に①議決権等の保有割合という所有だけで、公的か民間かということ判断してしまうこととなります。今回の公的部門の分類基準の見直しの趣旨として、今まで我が国のSNAにおいて「所有かつ支配」としていたものを、93SNA以降、「所有または支配」となっている国際基準との乖離を埋めるというものがおりますので、ここでⅠ基準を採用しますと、相変わらず所有だけで見て、支配を余り勘案しないということになってしまいますので、Ⅱ基準を適用してそれに基づく分類を採用してはどうかと考えております。

資料1の7ページの別紙2は、今までの考え方に基づいて分類基準を明文化するとういう形になるのではないかとこのものです。「1. 分類対象としている政府諸機関」で公的格付けの土俵と申しますか、母集団を確定しております。この母集団の考え方そのものは、これまでの取扱いと変えておりません。概念的にはもちろんこれら以外にも公的部門に分類すべき機関はあり得るわけですが、作業量等の制約からこうした土俵を設定させていただいているところです。公的企業の子会社についても、この母集団に入っている限りにおいては公的部門に格付けることとしております。ただ、この母集団に入っていない子会社の格付けについても本来考慮すべきですが、これも検討対象が膨大な数に上るため、将来的な検討課題かと思っております。

この1の土俵において、「2. 政府諸機関の部分分類（格付け）の枠組み」を適用していくこととなりますが、まず金融、非金融の判定を行った上で、非金融機関に分類された場合は（2）の市場性の有無を判定して、一般政府、非営利部門と法人企業部門に分類します。

次に（3）で政府による所有と支配の程度に基づきまして公的部門と民間部門の区分を行います。（2）で市場性がないと判断された場合には、政府が役員の選任権を保有しているかどうかで一般政府か、民間非営利かに分類することとなります。（3）のロ）の方ですが、（1）で金融機関と判断された場合及び（2）で法人企業に分類された場合においては、先ほどのⅡ基準に基づいて公的部門かどうかを判定することとなります。ここでは先ほどのところを縮約して「①又は②」としてありますが、所有と支配のいずれかを満たす場合には公的企業に格付けするということです。

それから、資料1の8ページに、全体に対する注として、格付けの単位及び付随単位の取扱いについて記載しております。私からの説明は以上です。

○藤井委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等がございましたらよろしくお願いたします。

○岩本委員 質問は特になくて意見ばかりになるかと思いますが、こちらの資料の御説明について意見を申し上げます。

まず、全体としては今回非常に時間と手間をかけて詳細に検討していただいて、公的部門の分類基準の見直しについては世界に誇れるくらいの作業をして成果を出したのではないかと評価しておりますので、まずその点は非常にいいものができ上がったということを申し上げたいと思います。

その上で、考え方に関してクリアにしておくべきことを幾つか申し上げたいと思います。

まず最初に、資料1の1ページの「1. 政策金融機関の取扱い」で、結局 ESA95 の考え方を利用することによって、私にとっては非常に整合的な形になったということが言えますが、ちょっと申し上げますと、参考2の15ページに2008SNAの判断に関して Decision Tree が記載されております。

これは、制度部門に分類する際にこのような手順で考えていきなさいという例示がされているのですが、実は今回の取扱いはこれとは少し齟齬が生じている形になっております。上から順番に判断をしていって、それでどこかに分類されるということなのですが、まず上から3つ目に非市場生産者かどうかという問いかけをしておりまして、ここで全部を引っくるめて判断しています。それで、ここで今、問題になっている公的金融機関が50%ルールで非市場生産者になってしまうと、左側の方になってしまうと公的金融機関の方にはもう戻ってこれないという状態に実はなってしまうわけです。私はむしろこちらの2008年の Decision Tree の方に不備があるのではないかと考えておりますので、これに沿って直せではなく今の形が良くて、逆に2008SNAの方の不備の問題として日本から指摘をしていった方がいいのではないかと気がいたします。日本がこのような Decision Tree に沿っていくと非常におかしなことが起こるので、公的金融機関の判断に際してはもっと早目のステップとして金融機関かどうかという判定をやった方がいいと思います。

2008SNAで公的部門の分類に関しては詳しくなったのですが、今回私もこちらの方の分類作業を体験することによって、2008SNAでも結構不備があるなという気がいたしましたので、そういったことを言うていくことが大事なことではないかと思います。

次に、資料1の2ページの「2. 社会保障基金の OECD SOCX との整合性」について、まず1つ目の SOCX と合わせるということですが、日本製鉄八幡共済組合に関してはこれを取り上げるということではひとつ乖離が減ったということは前進だと思います。これはもともと対象の範囲が財団法人の形になっているので今まで拾われてこなかったということなのですが、世の中にはあらゆる団体があるので、それを全部精査して社会保障に該当するものを出していくことをここでやるのは非常に無理があります。

そこで、これをどうやるかという、社会保障とはどういうものかという概念をこちらの方で考えて、それに該当するものを拾い上げてくる。漏れがあるかもしれませんが、いろいろと考えた上で拾い上げてくる、そういう作業をして対象範囲を選んでいくということになるのだらうと思います。その作業を SOCX の方でやっていただくのが整理としては一番やり易いと考えておりまして、ここでは人員のマンパワーにも限界がありますので、あちらの方では ESSPROS の概念の社会保護スキームに沿ってどういうものが該当するかということを国際的にも強調しながら決めていくという作業をしていますので、それに乗っかり SOCX で拾い上げたものが SNA で採用されるとよくなれば、この社会保障に該当する機関が拾い上げられてくるという扱いになるのだらうと思います。

ですから、SOCX に合わせるというのはそのような考え方を置いておいて、SOCX の方でもまた国際

的にいろいろと議論されている中で社会保障スキームの中に入れましょうという議論が進行しているらしいので、そういったものがもし入ってくれば SNA の方にも取り上げていくということを今後も続けられればいいのではないかと思います。

それで、農業者年金基金旧年金勘定と石炭鉱業年金基金の乖離ですが、農業者年金基金の方は勘定別に分けているものではないという違いがあるかもしれませんが、これはひとつ検討課題だと思います。

石炭鉱業年金基金は、今回こちらが変わるということで乖離が生じたことになったと思いますが、この場合は SOCX が合わせるという形が解決策としていいのかなと思います。SOCX にしても社会保障基金にするのか、それとも民間の社会保険なのかという分類に関してはほぼ SNA の判断に従うという定義、考え方だろうと思いますので、SNA の方でそれをしっかりこういう形ですれば、SOCX の方で調整して合わせていくということは考えられます。こちらが強制する話ではないですし、これは協議も必要だと思うのですが、考え方としてはそういった形で定義を合わせていただいて、この2つに関しても齟齬がなくなるような形でこれから調整していただければと考えております。

それが SOCX と合わせるというポイントになりますが、もう一つ、こちらの社会保障に関する定義の問題で少し異議があるということをお願いしたいと思います。

社会保障基金に分類する条件として3つ挙げておりますが、3番目にあります「強制加入・負担」という条件について、私は社会保障基金の条件としては入れない方がいいのではないかと考えております。その理由について、参考2の資料でそのマニュアルにどのように書いてあるのかというところから説明したいと思います。参考2の8ページに、93SNA と 2008SNA について社会保障基金の定義があります。

まず、93SNA として左側に日本語で書いてあるところのパラグラフ 4.111 の5行目に「社会保障制度は、一般的に雇用者または雇い主、あるいはその両方からの強制的負担（拠出）により成り立っており」という記述を条件として挙げていることだと思うのですが、この一文は 2008SNA の方では削除されており、右側のところに表れておりませんが、この省略しているパートにも実はございません。

同じようなことが次の 93SNA のパラグラフ 8.64 の6行目に下線で「社会保障負担の支払いは、法律によって強制されたものであろう」と書かれていますが、これは先ほどのパラグラフ 4.111 と同じようなことが書かれており、右側の対応する 2008SNA のパラグラフ 8.77 の下から3行目のところに、「are generally compulsory by law」という形で書かれていますが、実は私が異議があるというのはこの「generally」の扱いです。英語の話になりますが、「一般的に」、「通常は」ということで、英英辞典を引きますと言ひ換えて「usually」という言葉があります。「一般的に」というのは例外もあるということであって、「典型的に」はこういうものだということなのですが、それ以外は排除する定義として「generally」を使っているかどうかということだと思います。私の英語の読みとしては、ここは使っていないと判断しています。

つまり、パラグラフ 4.124 なりパラグラフ 8.77 の最初の文書、要するにパラグラフのトピックセンテンスなのですが、こちらの定義にはそもそもそういう副詞は入っていませんし、何らかの限定をつけるような副詞は入っておりません。すなわち、「Social security schemes」はこういうものだと

いう文言になっているわけですから、これは定義であります。

その後のパラグラフとしては、定義というのは非常に厳密にやるのでそれだけでは理解できないものがあるので、典型的にはこういうものだという説明が後にくっ付いているというのがこの2つのパラグラフの共通する性質になって、その典型的なものを例示していくというものではないかと私は読んでおります。

そうすると、大事なのはコントロールしているかということで、法的に強制されているかどうかというのは典型的にはそういうものが多いんだという説明だと読むべきだと思います。

もう一つ、ダメ押しみたいに証拠を挙げますと、今回、給付と負担のリンクを条件から外すという話になりますが、93SNAのパラグラフ4.111最後から4行目の中略で書いてある次の文章で「社会保障制度では、個人の負担額とその個人が曝されている危険との間には直接的なつながりはないのが普通である」という文章ですが、この対応する文章が右側にあります。2008SNAのパラグラフ4.124の4行目に「There is not necessarily a direct link～」という文章がありまして、93SNAでは「not necessarily」の記述が「usually」でした。「There is usually a direct link～」、それは日本語の方でも「普通である」と訳されているのですが、それが「not necessarily」に変わったわけです。「not necessarily」は必ずしもそうではない、例外があるということなので、例外があることを逆にはっきりさせたという文章になっているわけです。私は、「generally」も「usually」と同じ扱いだろうと思っておりまして、例外があるという読み方が自然ではないかと考えております。

ところが、その読みに反するのが、参考2の10ページのESSPROS 2008のパラグラフ92(iii)に法律で強制されているということが厳密な条件の定義に入っております。このパラグラフ92(iii)というのは、実はそのまま同じものがESA95の方に表れております。ですから、93SNAのところでは「generally」ということで例外もあるというのは私の読みですが、ESA95の方では実はこれは条件だという形で定義していますので、この扱いはどうするのかということです。これに沿っているということが今の説明の解釈だと思うのです。

それで、最初の方で先ほどの政策金融機関の扱いではESA95の考え方を採ってはどうかと申し上げたのですが、こちらでは採らないでということです。これは、ESA95というのは我々がEUに加盟したわけではないのでそれに準拠する必要はないわけで、参考になるところだけ利用すればいいという考え方ですので、こちらの方は逆に使うと余計におかしくなるという気がしております。

というのは、もしこれを条件に加えた場合と加えない場合で何が違うかということですが、政府が支配しているが法的に強制されていない。要するに、任意加入みたいな制度になっているという、そういう制度が幾つかあるわけです。これは政策論としてはちょっとおかしい話で、政府がそこまでやるものであって、しかも任意加入だというのは何をやっているんだ、そんなものは民間でできるんじゃないかといった話になるので、政策としても筋が悪いということがあってあまり国際基準を考えている人の念頭にないのかもしれない。

実際、具体的にどういう機関があるかといいますと、幾つか政府による支配で「○」が付いていて、強制加入負担で「×」が付いているものがあります。例えば、資料2の5ページに勤労者退職金共済機構、農業者年金基金がありますが、これをどう扱うかということで社会保障基金でないということ

は、社会保障スキームではないので、そうすると何だということになるわけです。

それで、資料2の分類では、公的金融に分類されていますので、民間の社会保険の方に分類されたということになるわけです。もし中央政府の方に格付けされるのであれば、社会扶助ということになってしまうのですが、これは年金ですので社会扶助というもので見るのはおかしいだろうということです。

ただ、それは民間の社会保険ということで、これが適切かどうかということが逆に問題になってくるのではないかと。どちらも独立行政法人の方でされている制度ですので、それが民間の社会保険という扱いになるのはどうなのかという気がいたします。

そういうわけで、実際に適用した場合にもこの「強制加入・負担」を外してしまうと、実は残りの「政府による賦課・支配」と「社会の大きな部分をカバー」は同じというか、「政府による賦課・支配」だけであれば、2008SNAの定義の最初の文章だけ取ればそれだけになります。そうすると、これは無事社会保障基金に収まるので、その方がいいのではないかとというのが私の考え方になります。すなわち、読み方としてはその方が自然であるし、そうでない今の御提案の形で扱くと、この3つの取扱い、民間の社会保険という取扱いでいいのかなというのが率直な疑問ということになります。

それから、参考2の15ページのDecision Treeでは社会保障基金の扱いは少しほかのものと違い、Decision Treeの中には入っていないので、これは別のルートで考えていかなければいけないものだろうと思います。実は、この賦課・支配というのは、資料2の一覧表で区別されているので多分そういう理解だと思うのですが、念のためにこちらの方で記録が残る形で言うておきますと、公的部門全体で支配基準によって分ける場合の支配というものと、社会保障基金の方の支配というのは概念的に煮詰まっていないというか、ズレることもあり得るとというのが今の状況になっていると思います。

○藤井委員長 それでは、項目ごとに順次ということにさせていただければと思いますが、第1番目の項目の「政策金融機関の取扱い」というテーマにつきまして岩本委員から御意見をいただきましたが、ほかにはいかがでしょうか。1番については岩本先生の最終的な御意見はこちらに反映されているということでよろしいですか。

では、2番の今いろいろ御議論を提起していただきました社会保障基金の関係につきましてはいかがでしょうか。先ほどの御意見の中で、独立行政法人に公的金融が入っているのかという点も疑問点ということでしょうか。

○岩本委員 公的金融機関が入るのはいいのですが、この制度が社会給付の分類の中で、例えばGFSに沿った言い方だと民間の社会保険という扱いになっていいのかという懸念です。

○藤井委員長 今の点について事務局から何かありますか。では、中村先生どうぞ。

○中村委員 これは、要するに年金基金は金融機関である。年金基金に非常に性格が似ているから金融機関だということよろしいですか。

○広田国民支出課長 これは、民間の私的年金ではなく、公的金融であると今の案ではさせていただいております。

○藤井委員長 今のところは、農業者年金基金の2勘定の話が具体的な例になっているのですが、一般的な定義についてはどうですか。

○**広田国民支出課長** 社会保障基金の定義については、岩本先生が御指摘された 93SNA、2008SNA の文言を虚心に読む限り、検討させていただく余地が十分あるものだと考えております。

他方、御指摘がありましたとおり、ESA95 あるいは最新の ESSPROS でも加入の強制性というのが社会保障基金の要件となっておりますので、国連や EUROSTAT のこういった国際基準の起草コミュニティにおける意図がやや文言からだけではちょっと読み取れないといえますか、少し自信がないというのが私の正直なところです。

そこで、これについては多少のお時間をいただきまして国連等に確認を取って、社会保障基金の定義から、明示的にこの加入の強制性というものが削除されたのかということが明確になれば、我が国の定義からもそれを落とす。それが明確にならなければ、引き続き従来どおりもしくは、引き続き検討させていただければと思います。

○**岩本委員** 取扱いで確認をするのであれば、それで取扱いは結構です。

議論として記録に残る形で少し ESSPROS と SOCX の扱いに関して補足しておきます。法的な強制に関して言いますと、まず ESSPROS の方では Legal enforcement という Criteria があって、それで Compulsory、Non compulsory という分類がありますが、これは Social protection scheme に5つの違った形の分類の方法があって、そのうちの2番目にあります。

1番目が Decision making という基準によって Government control と Not government control に分けるということでありまして、これは違う分類基準になっていますので、それを掛け合わせて要するに2掛ける2で4つの分類が実はできるわけです。そうすると、Government control と Non Compulsory というカテゴリーが生じるわけです。

SOCX の方でも同じでありまして、Public か Private、Mandatory か Voluntary という分類の軸がありまして、こちらもそれを組み合わせて Public voluntary というカテゴリーが存在するわけです。それで今やられているのは Public voluntary というのはあり得ないという扱いに日本の場合はなってしまうのですが、SOCX でも ESSPROS でもそういうカテゴリーが決して排除されていないということになっています。

ですから、ESSPROS の方でそのように書いてあるということは、ESA95 の文章をそのまま引用せざるを得なくて、そこで矛盾みたいなことが生じていると私の方は解釈している次第ではありますが、解釈の話でありますので、手続きとしては先ほどの御回答のとおり確認していただければ結構だと思います。

○**藤井委員長** そうしますと、確認していただいて、社会保障基金への該当基準である「強制加入・負担」の条件を積極的に排除する意思であった場合には、資料1の別紙2の基準が変わって、先ほどの勤労者退職金共済機構や農業者年金基金の特例付加年金勘定及び農業者老齢年金勘定は社会保障基金に該当するが、そうではなくて現行基準の方で「①政府による賦課・支配」、「②社会の全体及至特定の部分をカバー」、「③強制加入・負担」の基準を残す場合には、先ほどの順番でいくと公的金融に該当するという理解でよろしいですか。

○**岩田経済社会総合研究所長** 今のことは、3つだけですか。

○**藤井委員長** 資料2の5ページに3つと、6ページに1つあります。

○岩田経済社会総合研究所長 資料2の6ページに中小企業基盤整備機構の小規模企業共済勘定も同じですね。

○藤井委員長 はい。そこが具体的に問題になるということですから、今の時点での整理としては、別紙2の基準が変わらなければ、今お配りしている案のとおりでとりあえずよろしいでしょうか。

○岩本委員 補足ですが、社会保険という定義があって、それが社会保障になるものとそうでないものと二分されて、社会保障以外のものを年金基金と捉えた場合に年金基金を公的企業が運営しているという姿です。それをどう捉えるかで、私としては分類としては違和感があるのではないかということ。

○藤井委員長 違和感があるというのは、ほかの取扱いと比較してという意味ですか。

○岩本委員 社会保険の中で年金基金として見た場合ですが、それでもいいという考え方もあり得ると思うので、その分に関しては個人的な違和感ということを表明していると解釈していただければいいかと思います。

ほかは、年金基金というのは民間の方のベースで大体あるものですから、こここのところこういうものが紛れ込んでくるというのはどうかということです。

○岩田経済社会総合研究所長 今のお話を伺っていて、社会保険というのはやはり大陸ヨーロッパは多分ビスマルクから始まっていて、それは強制、Compulsoryが原則だと思います。

ですが、英米型は必ずしもCompulsory、強制された再分配というのは嫌だという考え方が割合強いので、それでそここのところがグレーになっているのではないかと思います。

今もオバマ政権が医療改革をやろうとしています、多分voluntaryに近い。だけど、かなりPublicというものができる可能性があるのではないかと思います。それを例えばどのように分類したらいいかという問題なので、現実がどうなっているか、少しよく聞いていただいて検討を深める。

国際的にここは分類でも揺れているのでこのようにSNA自体でも定義が移っているのではないかと思いますので、少し欧米のことを伺ってからという形にしていいただければと思います。

○藤井委員長 ありがとうございます。資料1の2ページの「2. 社会保障基金のOECD SOCXとの整合性」で、ほかに何かございませんか。

では、また後で戻っていただくということもあり得るということで、資料1の3ページの「3. 勘定・経理の分割について」で何か御意見、御質問等がございますか。

それでは、資料1の4ページの「4. 国の財務書類との比較」についてはいかがでしょうか。

○岩本委員 以前、独立行政法人が様々な形で格付けされているのはおかしいということをごちらの方で申し上げて、それが公的部門に整理されることによって国の財務書類の方との乖離がすべてなくなったということは非常にいい結果であった、いい改善になったと思っております。

資料1の6ページの別紙1で、一致しなくなってしまったものが幾つかありますが、社会保障基金に関しては、社会保障基金というものが財務書類の方では考えられていないというか、定義の方では入っていないものになってくるので、これがズレてしまうのはもともと会計と統計の依って立つところが違うことで生じるものであるのでは仕方ないと思いますが、残りの公的非金融に今度変わった機関に関しては、これはSNAの方はこれできちんとやったので財務書類側の基準の方を再考していただ

くということで調整を図るのがいいと思います。この場で申し上げても余り向こうに伝わらないかもしれませんが、私は国の財務書類を扱うところの審議会の方で、少し意見を申し上げられるところにありますので、そちらの方でも言っていききたいと思います。

ただし、基準をつくるワーキンググループのところには私は入っていませんので、そこまでは私の声は直接届かないので、事務方の方でもこちらの調整などを念頭に置いて今後取り組んでいただきたいと思いますが、IPPSAS の考え方から言っても、今の国の財務書類の定義というのはどうか、再検討の余地があるというのが正直な感想です。

これは特に感想でありまして、こちらの結果に関しては特に異議はございません。

○藤井委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。関川委員どうぞ。

○関川委員 私の方も、今まで国の財務書類と一致していなかったものが一致する機関になったという機関に関しては全く同様でして違和感はありませんので、もともと特に独立行政法人の中でかなり民間に区分されていたものが解消されたというのは、SNA がより適切になったということと理解していいのではないかと思います。

一致していなかったものが一致しなくなる機関に関して、社会保障基金は今、岩本先生がおっしゃられたとおり、もともと会計の世界では社会保障基金という特別な扱いをしていないので、これが現状で異なってしまうのは仕方がないと思います。

それから、残りの部分がどのような理由で違うのか、明確にはわかりませんが、SNA 上の分類でそういう支配の考え方を適切にやられた結果であれば、必ずしも現状の国の財務書類の考え方がすべて適切かということもありますので、今後意見を調整していただければいいと思っております。

○藤井委員長 今の点に対して、事務局から何かございますか。

○広田国民支出課長 私どもの方でも、財務省等に対して機会を捉えてこういった私どもの考え方を説明するなり、調整したいと思っております。

○藤井委員長 それでは、資料1の4ページの「5. 日本高速道路保有・債務返済機構の取扱い」について、いかがでしょうか。

○関川委員 これは私が前回申し上げたことだったと思いますが、結論として現状は前回取扱いを決めたばかりですので、今後の取扱いの経緯を見て再検討するというところでよろしいのではないかと思います。現行分類で高速道路保有・債務返済機構が金融機関に分類される結果になっています。

恐らく前回で公的金融に分類したときも、統計委員会になる前の部会だったと思いますが、どなたか別の委員の方がおっしゃっていたような記憶があるのですが、多分その違和感は高速道路の貸付けをファイナンスリースとして整理すると、お金を貸しているということになるのですが、それが本当に金融機関としての活動をしているのかどうかということに対してちょっと違和感があります。

それは、恐らく SNA の定義で金融仲介機能と言っていますが、金融仲介機能というのは何ですかということに行き着くのではないかと。決められた機関に決められたお金を貸すということだけが業務で、別にそれ以外のところにお金を貸していることは一切していない機関が、ちょっと金融仲介機能を果たしているということが違和感の原因ではないかと思っております。私自身どちらが正しいというか、どちらの方がいいと思っているというほど確たる意見は持っていませんが、できればほかの委員

の方や事務局の方のお考えをお聞かせいただければと考えております。

○藤井委員長 では、中村委員お願いします。

○中村委員 その点に関しては、金融機関は金融仲介機関だけではありませんので、金融仲介機関以外の金融機関であると考えればよろしいのではないかと思います。

○藤井委員長 事務局で何か補足説明はございますか。金融仲介の定義と申しますか、それもやや難しい問題のようにも思いますが。

○広田国民支出課長 非常に大きな問題ですので、そういった観点も踏まえて今後検討したいと思っております。

○藤井委員長 この機構はやや特別なところもありますので、先ほど関川委員からも御指摘がありましたように、いろいろ議論をした結果の整理を踏まえているということですので、将来の問題としてはまた検討するとしても、ほかに余り波及する問題はないかとも思いますので、今回の扱いとしては当該機構の格付けを公的金融に分類することでよろしいですか。

それでは、資料1の4ページの「6. 一時国有化の扱い」ですが、なかなか難しいということが書いてありますが、今後の検討に際しましても御意見等がございましたらよろしく願いいたします。関川委員どうぞ。

○関川委員 確かに「一時国有化」と同じ言葉で言っているけれども、実態がケース・バイ・ケースであろうかと思えますし、もっと短い期間だけのつもりだったが結果として長くなったのか、最初から短い期間で解消することは無理だったのか、よくわからないが長くなってしまったのかということもありますので、やはりなかなか全般的な基準をつくるのは簡単ではないと思えます。個別に検討することで、事務局の案でやむを得ないと感じております。

○藤井委員長 ほかに全体的な御意見はございますか。

これは、具体的には問題は出てこないのですか。今回の分類で遡及適用する場合でも特に問題になるものは生じないということではよろしいのでしょうか。原則ルールどおりで特段大丈夫ということではよろしいですか。

それでは、全体を通して資料2を具体的に御覧いただきながら、資料1の7ページの分類基準を含めまして全体を通じての御意見がございましたらお願いします。

○関川委員 ちょっと確認させていただきたい点が1つあります。資料2の格付けのときの採用する支配基準でⅠ基準からⅤ基準までつくっていただいて、一応結論としてⅡ基準を適用するということは、①議決権の50%超または②統治機関の支配かつ③主要ポストの任免権、「②かつ③」がⅡ基準で、その隣のⅢ基準は「①又は②」ですので、主要ポストの任免権がなくても統治機関を支配していればよいということになります。②と③の違いは、例えば株式会社的な形態で考えれば取締役会のメンバーの過半数を任免することはできるが、社長を任免することはできないというようなケースで生じるという理解でよろしいですか。

○広田国民支出課長 そのとおりです。

○関川委員 私の疑問は、その場合に社長は誰が任免するのかということで、恐らく統治機関の多数決で決めるのではないかと思います。そのときに、統治機関の多数を任免する権利があればその統治

機関の多数決で決定する主要ポストの任免権も事実上あると考えると変な気がして、あえて「②かつ③」と、「かつ③」を入れる必然性は私は薄いように感じています。

ですから、むしろここではⅡ基準よりもⅢ基準の方がいいのではないかと考えていると思いますが、その点についていかがですか。

○**広田国民支出課長** こちらの①、②、③といった個別の基準の要素は2008SNAの方で列挙されているものですが、この③で相当するものは重要ポストということで社長、取締役会長、そのほか財務担当役員等となっており、必ずしも社長のみを指すわけではないので、②と③は独立のものだと理解できると思いますので、こういった②と③を別に置いておくということ自体に一定の合理性はあろうかと思えます。

○**藤井委員長** 今の御指摘の中で、②と③は別にするとしても支配基準ⅡではなくⅢの方がいいのではないかということが関川委員の御意見でしょうか。

○**関川委員** そうです。

○**藤井委員長** その点については具体的に格付けが変わってくるものがありますので、あるいは事例に即してでも結構ですが、②と③のところでは分かれ目が実際には出てくるので、その点は事務局のお考えをもう一度、支配基準ⅢではなくⅡということについての解説をしていただけますと明確になるかと思えます。

○**広田国民支出課長** 例えば、資料2の2ページ目のNTTあるいはNTT東日本、NTT西日本については、Ⅱ基準とⅢ基準の間で線が引かれています。

これは、関川委員の御指摘のとおり「②かつ③」というものと②のみというものの違いですので、主要ポストの任免権がこれらの3企業についてはないということです。そういう意味では、逆に公的部門の範囲を広く取ることになりますが、この支配基準ⅡとⅢの間に分かれ目ができてしまった機関が幾つかあるということで、ある意味、変更の度合いといいますか、そういったものを勘案して支配基準Ⅱにしたということです。支配基準Ⅲの方がいいという判断の問題としてはあり得るとは思いますが、結果としてNTT等が公的部門になってしまうというのは激変緩和的な観点からどうかということです。

また、これは原理原則ではなく、結果からのアプローチで望ましくないのかもしれませんが、NTTには例えばNTTドコモのような大きな子会社があって、分類対象の中には入ってこないわけですが、これを公的企業に格付けると、本来NTTドコモなども公的企業の子会社として公的企業に格付けなければいけなくなります。

ただ、そういった形で、公的企業の子会社を全部チェックすることは、現在なかなか難しいので、非常にアドホックな対応にならざるを得ない。そこが民間産業であれば、結果的にということになりますが、そこは余り考えなくてよくなり、NTTドコモなども当然のように民間産業になりますので、そういった問題は生じないということです。

○**藤井委員長** 岩本委員、お願いします。

○**岩本委員** その観点ですが、もともとこの指標の材料になっている2008SNAの定義の方の原文を読みますと、関川委員の意見はかなり正当性があるものではないかという気がします。

具体的には参考2の3ページのパラグラフ4.80の10行目で、「b. Control of the board or other governing body」というのが統治機関の支配に相当するもので、次の「c. Control of the appointment and removal of key personnel」というのが主要ポストの任免権という対応でいいとすると、このcの文章を読むと、要するにboardのコントロールが弱いときでもそのkey executiveを指名することで支配ができるというニュアンスの文章にも読めるので、その趣旨を取れば「②又は③」とする扱いの方が自然ではないかという気がしており、「②かつ③」を判断基準にするというのは、わざわざこちらのマニュアルでcの文章というポイントを立てていることとは少し扱い方というか、考え方が違ってくるのではないかという気がします、いかがですか。

○藤井委員長 まず今の御指摘の点で、もともと①②③と3つ項目を立てるところはそれでよいということで、現にこの資料2の整理表を見ますと①②③でそれぞれ「○」と「×」がズレるものも出てくるので、最初に関川委員から御指摘のあった②と③は分ける必要はないということによろしいですか。

○関川委員 私は別に分ける必要はないということではなく、もともと「かつ」であるということの疑問の提起なので、逆に②がなくても③はあるというケースもあり得るということであれば、それを分けること自体は意味があることだと思います。

○藤井委員長 中村委員はこの点につきまして何か御意見はございますか。

○中村委員 関川委員、岩本委員のおっしゃるとおりの解釈は2008SNAでは正しいと思いますが、ただ、NTTを今更公的部門に格付けるとなると非常に抵抗はあります。

○岩本委員 そういう場合、激変緩和策を避けるもう一つの手段は、一番厳密な支配基準Ⅰを採用することは考えられます。支配基準ⅠとⅡでは違いがないわけですし、Ⅱの方はいろいろと問題があるということであれば、支配基準Ⅰを採用するのが激変緩和を優先した場合の考え方になるのではないかという気はします。

○藤井委員長 今の点は後で御回答いただくことにしますか。

○中村委員 NTTは役員を半分以上を国がコントロールできるのですか。

○藤井委員長 ②統治機関の支配は「○」になっていますね。

○中村委員 「○」になっていますが、それは確かですか。

○藤井委員長 「②又は③」にして違ってくるのは、NTT東日本とNTT西日本のところですか。違いますか。

○山岸国民支出課課長補佐 NTT本体がそこで②を満たしていて③を満たしていないということになると、その親会社はNTT東日本とNTT西日本とそれぞれ株を100%持っておりますので、子会社も連動して同じ基準になります。

○藤井委員長 では、今の問題は関川委員から御指摘のあった①またはその後の括弧の中が「②又は③」ということで十分ではないか。あるいは、支配基準Ⅰの場合には①だけという考え方を採るのかという2つの御意見が出ているという整理でよろしいですか。

では、事務局で検討していただいて、ほかに論点のおさらいを最終的に整理したいと思います。全体的に通覧いただきましたが、再度御指摘のある点がございましたら、論点を出していただい

ますか。

○**関川委員** 分類の対象となる機関で確認させていただきたいのですが、先ほどNTTドコモの例が取上げられましたが、NTTの例でNTT東日本とNTT西日本は特殊法人等に位置付けられているので分類の対象としているが、NTTドコモは一般の株式会社と法的には何ら変わらなくてたまたまマジョリティを持っているだけの機関なので、一応最初から線を引いて分類の対象から外しているという理解でよろしいですか。

○**広田国民支出課長** そのとおりです。

○**藤井委員長** 中村委員、どうぞ。

○**中村委員** 同じく対象の機関ですが、地方政府関係が資料2のシミュレーション結果の中に入っていないようですが、要するに中央政府関係についてこのような基準を決めて、地方についてはこれを踏襲するという御趣旨ですか。

○**広田国民支出課長** そのとおりです。今回、地方政府まで作業をしておりますが、中央政府、社会保障基金等でシミュレーションしたらこうなるということで、提示して御審議いただくという趣旨です。

○**藤井委員長** 資料1の7ページの「1.分類対象としている政府諸機関」で確認がございましたが、ほかに何か全体を通しての論点の方はよろしいですか。先ほどの採用する支配基準の点で御回答いただけるようでしたらお願いします。

○**広田国民支出課長** ②統治機関の支配と③主要ポストの任免権の関係については、御指摘のとおりもう少し事務局の方で整理させていただき、後日個別にでも御相談したいと考えております。

○**藤井委員長** 事務局での検討は、先ほど整理した採用する支配基準の②統治機関の支配と③主要ポストの任免権のところ「②かつ③」か「②又は③」なのか、あるいは②と③を入れないかということでもよろしいですね。ほかの点はいかがでしょうか。中村先生、どうぞ。

○**中村委員** これは確認ですが、資料2の1ページの国有林野事業会計を中央政府に分類し直すということになると、国有林野事業会計の生産費用は記載のとおり算出になるわけですね。その場合、この算出は経済活動部門で言えば林業になると思いますが、売上高の欄に書いてある数字が日本の年報で言えば商品・非商品販売ということになるわけですね。この差額が政府の最終消費支出ということになると思いますが、そういうことでよろしいですか。今の年報の表章で言うと政府サービス生産者の中が4つに分かれるということになるのだと思いますが。

○**広田国民支出課長** この売上高そのものが政府最終消費支出になるかどうかということでしょうか。

○**中村委員** つまり、この生産費用と売上高の差が政府最終消費になるということですね。

○**広田国民支出課長** そのとおりです。

○**中村委員** そうすると、今までの商品・非商品販売はすべて家計消費だったものが、この変更を加えることによって企業の間接消費になるものも出てくるということになり、その点は余り問題にならないのですか。

○**広田国民支出課長** そういう波及効果も、当然このような格付けの変更に伴って生じると思います。

○藤井委員長 一応全体を御議論いただきましたが、更に論点等はございますか。

先ほどの岩本委員の御意見の確認ですが、支配基準Ⅰを採用するというのもあり得るということをおっしゃられまして、その前にむしろ読み方としては「②統治機関の支配又は③主要ポストの任免権」ということもあり得るということだったかと思えます。最終的に事務局が検討するに当たり、全体としての御意見を確認させていただければ、支配基準のⅠ、Ⅱ、Ⅲのところよろしいですか。

○岩本委員 まず関川委員がおっしゃったのは、「②かつ③」という基準づくりに関しては疑念を示されていて、②があれば③は自動的に条件を満たすのではないかという御意見であって、私が2008SNAマニュアルから補足したのは、②がない状態でも③があれば政府支配になっているのではないかということですから、「②かつ③」という括り方はおかしくて、②か、あるいは「②又は③」というどちらかだということになります。

それと①議決権等保有割合を組み合わせるのであれば①だけか、「①または②」か、「①または②または③」のこの3種類になるわけなので、要するに支配基準ⅠからⅣまでの中でⅡというのはあり得なくて、残りの3つの中からの選択になるということになって、まずⅢ、ⅣとⅠの間で大きな差があって、激変緩和という観点からもし選択するのであれば、Ⅱは選べないからⅠを選ぶという形になるのではないかということでもあります。

それで、最初に株式の所有だけで決めるということを外す根拠が記載されていたと思いますが、私はそこまで言わなくても Indicator を例示しているだけです。そこからどれを取るかというのは我が国の事情を十分考慮して選べばいいということです。

整合的には支配基準Ⅱだけがいろいろな趣旨から言っておかしい気がするという点で関川委員に賛同で、そこから先はどう選ぶかということに関しては私の意見という形です。

○藤井委員長 事務局に確認ですが、一般的に②があれば③であろうという御指摘に対して、資料2の整理表では②と③は必ずしもすべて一致しているわけではないように読めますので、②と③がズレる場合があると私は理解したのですが、その点はそういうことでよろしいのでしょうか。

○関川委員 それは形式論と実質論です。

○藤井委員長 この形式的な整理という意味ではということですね。

○広田国民支出課長 そういう認識でございましたが、改めて整理したいと思います。

○関川委員 形式的には当然分かれるのですが、実質的に考えれば③を持っていなくても②を持っていれば事実上③を満たしていると解釈できるのではないかということです。

○藤井委員長 現実的な遂行の場面で必ずそうなるかどうかというのは、またちょっと別の問題ですので、どちらが判断しやすいかということです。

○関川委員 つまり、「②かつ③」というのは過重に要件を課しているような、要するに議決権ではなくて board の支配というところに着目し、あるいは経営者を任命することに着目しているとすると、基本的にはどちらかがあればトップ、重要な人を任命できるということです。したがって、実質的に議決権のマジョリティを持っていなくても統治機関あるいは実質的に経営を担っている人を指名できるということに着目するとしたら、「②かつ③」というのはちょっと変ではないかというのが私の意見です。

○藤井委員長 事務局の方は、今の問題について何か確認する点はございますか。②③については実質的なものと、あるいは組織をそれぞれ見て形式的に判断しやすいかどうかということもあって項目として別になっているのであろうかという感じがしておりますが、いずれにしても今日の意見を整理していただいて再度御検討いただけるということですので、委員の先生方におかれましてもこの点について追加的な疑問なり確認、整理ということで論点等がございましたら今お出しただければと思います。事務局の方でいかがですか。

○山岸国民支出課課長補佐 関川委員のおっしゃったことで1点だけ補足をさせていただきます。②と③は恐らく違いがございまして、②のところではいわゆる取締役会に当たるところの中で社長に当たる人を任命する権限があるというのはそのとおりでと思うのですが、その場合は役員の中から誰をその代表に選ぶかということでの任命権があります。

一方、③はそれとは別に、最初に政府の方で外部である人を社長候補として入れる。②の場合ですと最初に役員に入っていない限り、社長に任命する権限というのは実はない。その違いは多少あるのではないかという気はしております。

更に言うと、その役員に入れるかどうかということをも判断するのは50%の議決権を持っているかどうかということにも関係しますので、その辺りは厳密に言うと多少違いはあると言えるのではないかと考えております。

○藤井委員長 大体よろしいでしょうか。難しい問題で2点ほど整理がまだ残っておりますが、一通り御意見をいただいたということですので、よろしければまとめという形にさせていただきたいと思っております。先ほどの趣旨の確認の点も合わせまして、いつまでというスケジュールは具体的にはお示しいただけるのでしょうか。

○広田国民支出課長 作業的にはこれは17年基準改定作業のための格付け作業ですので、余り時間的余裕がありませんので、事務局の方でもなるべく早く再検討や確認作業を行い、早急に御相談させていただきたいと思っております。

○藤井委員長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論でおおむね意見のまとまりが見られたと思います。先ほど御意見のございました社会保障基金の基準につきましては、内閣府からの御説明のとおり国際連合やEUROSTAT等、2008SNA関係者の趣旨を確認し、「強制加入・負担」の要件を削除する意図があったということが明確に確認できればその方向に沿うということですが、そうした意図が必ずしも確認できないということであれば今後の検討課題ということで、本日お示しした形での基準とさせていただきます。

後段で出ました問題、採用する支配基準Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの整理につきましては、今日の御議論を踏まえて事務局の方で再度整理いただいた上で、必要な修正をして最終的な案を何らかの形で確認させていただくということで、先ほどの資料1の別紙2の該当部分のところを多少見直させていただくこととさせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは、そのように内閣府での対応をお願いいたします。

最後に、事務方から連絡事項があります。よろしくお願いたします。

○長谷川企画調査課長 ありがとうございます。公的機関の分類基準について、御方針をいただきま

して御礼申し上げます。

統計法の規定にのっとりまして、統計委員会の現委員の任期は本日まで、9月末まででございます。現体制での審議はこれでひと区切りということになります。本日の議論の結果は、新体制での国民経済計算部会に報告される予定でございます。誠にありがとうございました。

○藤井委員長 本日で一応任期ということで、これまで1年半以上の間、3回にわたり公的機関の分類を中心として審議をいただきました。今日までの議論でもいろいろな問題が大分整理されたところですが、新体制におきましても更に議論を続けていただくことを期待したいと思っております。

委員の先生方にはお忙しい中、審議への御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

○豊田国民経済計算部長 先ほど長谷川企画調査課長の方からお話をさせていただきましたが、本日宿題でいただいた点につきましては、修正を踏まえ、今まさに委員をやっている皆様方に責任を持って個別にまた御相談をさせていただきたいと思えます。

○藤井委員長 基本の方向は今日の議論の中で一応御了解をいただいている中での対応ということで、任期内に整理させていただいたということでおまとめいただくということよろしいでしょうか。

それでは、これもちまして第3回の財政・金融専門委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。